

研究室  
訪問

「高度な知の創成と的確な知の継承」——。岡山大学の理念のもとに教育・研究を展開する個性あふれる教員たち。研究室を訪ねる。

2回目に登場するのは、社会文化科学研究科(法)の李禎之准教授。専門は国際法で、主に国際司法裁判所における訴訟手続きを研究テーマとする。グローバル化の時代において、注目度が高まっている国際法。だが、その意義や役割は、時代とともに変わりつつあるという。

# 国際法で世界をみる

持ち、研究を始めた。最近は、判決前に、裁判所が出す仮保全措置命令(暫定措置命令)にも関心がある」と話す。

国際裁判は判決まで数年以上かかるのが一般的。中には10年以上を要するケースもある。そうした状況に鑑み、判決前に出される暫定措置命令は、回復不能の損害発生を防ぐことが目的だ。「1990年代から人命を守る観点から、暫定措置命令が積極的に使われるようになってきている」。最近では、7月にタイとカンボジアの国境紛争をめぐり、国際司法裁判所が両国に対し、武力衝突の続く地域から軍を撤退させるよう命じる暫定措置を出した事例が記憶に新しい。

## 世界の舞台で勝負

国際法に興味を持つきっかけは、自身の出生にあるという。「在日3世として生まれ、自分の存在について、もっと知りたかった時に出会ったのが国際法だった。自分が日本と韓国という二つの国家に挟まってしまった存在だったがゆえに、国家を超えた論理にひかれたのかもしれない」。弁護士を目指

して神戸大学法学部に入学したものの、気付くと研究者の道に。2007年には、神戸大大学院に提出した博士論文を基に著書「国際裁判の動態」(信山社出版)を出版。国際司法裁判所における訴訟手続きの実証的な分析を通し、国際裁判の過程を理論的かつ、実践的にまとめた良質な文献として、高い評価を受けている。

「国際法はもともとヨーロッパで生まれ育ったもの。それを使うだけでなく、日本発で自身を改善していくことに貢献したい」。国際学会へ積極的に参加し、世界各国の研究者らと議論を戦わせ、研さんを積む。「グローバル化が進み、日本の中だけで完結できる社会ではなくなっている。世界に出て勝負することも大切。学生たちにも国際舞台で勝負するチャンスを与えたい」



2007年に出版した著書「国際裁判の動態」。国際司法裁判所における訴訟手続きについてまとめた研究の集大成だ

「国際法ってロジックですよ」。そう語る李准教授は実に楽しそうだ。「国同士の紛争を話し合いで解決しようとするのが国際法。法の理論だけでなく、その背景にある政治、文化なども踏まえて考える必要がある。奥が深く、興味深い。学問としての魅力がそこにはある」

することができるとも、海外旅行に行けるのも、国際法のおかげだ。

## 訴訟手続き分析

李准教授が研究テーマとする国際司法裁判所は、この国際法に従い、国家間の紛争などを解決する国際連合(国連)の主要な司法機関。オランダ・ハーグにあり、15人の裁判官で構成されている。「そもそもは本案訴訟手続き(紛争を解決するための判決に至る手続き)に興味を

持つ。研究を始めた。最近は、判決前に、裁判所が出す仮保全措置命令(暫定措置命令)にも関心がある」と話す。

# 李 禎之

社会文化科学研究科 准教授

LEE Yoshiyuki (36歳)

- ▶1974(昭和49)年 兵庫県姫路市生まれ
- ▶1997(平成9)年 神戸大学法学部法律学科卒
- ▶1999(平成11)年 神戸大学大学院法学研究科博士前期課程修了
- ▶2001(平成13)年 蘭・ライデン大学大学院修了
- ▶2003(平成15)年 日本学術振興会特別研究員(PD)
- ▶2004(平成16)年 神戸大学大学院法学研究科博士後期課程修了
- ▶2005(平成17)年 県立長崎シーボルト大学(現・長崎県立大学)国際情報学部講師
- ▶2008(平成20)年 同学部准教授
- ▶2010(平成22)年 岡山大学大学院社会文化科学研究科准教授



▲足繁く通ったというオランダ・ハーグにある国際司法裁判所。友人と



◀留学先のライデン大学の校舎。人道法の講義を受けた教室はかつて犯罪者を収容する監獄だったという